

(資料)

令和 6 年 第 1 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 発議案説明資料 —

令和 6 年 3 月 2 2 日 提 出

目 次

議案番号	議案名	ページ数
発議案第 13 号	鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	3
発議案第 14 号	鴨川市議会ハラスメント防止条例の制定について	5
発議案第 15 号	鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	8

発議案第 13 号

鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 3 月 1 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号）により議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことから、議会運営の公正、事務執行の適正を図ることを目的に、本市議会議員と本市との間の請負の状況の透明性を確保するために必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするもの。

2 内容

(1) 目的（第 1 条）

鴨川市議会議員と鴨川市との間の地方自治法第 92 条の 2 に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(2) 報告（第 2 条）

ア 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。）における鴨川市に対する請負について、議長に対し、次の事項を報告しなければならないこととする。

(ア) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- a 請負の対象とする役務、物件等
- b 契約締結日
- c 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- d 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(イ) (ア) d に掲げる総額の合計額

イ 議員は、アの報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならないこととする。

(3) 報告の一覧の作成及び公表（第 3 条）

議長は、(2) アの請負状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないこととする。

(4) 報告等の保存及び閲覧等（第4条）

ア (2)の報告及び訂正は、議長において当該報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととする。。

イ 何人も議長に対し、アにより保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができることとする。。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和5年度以後の年度における請負から適用する。

発議案第 14 号

鴨川市議会ハラスメント防止条例の制定について

1 提案理由

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、被害者の心身に影響を及ぼし、職務への支障にもつながり、ひいては市民サービスの低下させ、並びに鴨川市議会（以下「議会」という。）に対する社会の信用及び信頼を失わせる行為であることから、議会として、ハラスメントの根絶と未然防止に努めることを決意し、全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、本条例を制定しようとするもの。

2 内容

(1) 目的（第1条）

議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止並びにその根絶のために必要な事項を定め、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(2) 定義（第2条）

ア この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(ア) パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に適正な範囲を超えて他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する言動をいう。

(イ) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

(ウ) 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠又は出産に関する他の者の勤務環境を害する言動及び妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関するその者の勤務環境を害する言動をいう。

(エ) 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に関する他の者の勤務環境を害する言動をいう。

イ 職員とは、一般職に属する職員及び特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

(3) 議長の責務（第3条）

議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じな

なければならないこととする。

(4) 議員の責務（第4条）

ア 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならないこととする。

イ 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならないこととする。

ウ 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならないこととする。

(5) 研修等（第5条）

議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等を実施しなければならないこととする。

(6) 事実関係の把握（第6条）

議長は、議員から（4）ウによる報告があったとき、又は議員若しくは職員からハラスメントに関する申出若しくは相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならないこととする。

(7) 対応措置（第7条）

議長は、（6）の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、当該議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表等の必要な措置を講じなければならないこととする。

(8) 審査委員会（第8条）

ア 議長は、（6）の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査委員会を設置することができることとする。

イ 審査委員会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。

ウ 審査委員会の組織及び運営については、議長が別に定めることとする。

(9) 被害者等のプライバシーの保護（第9条）

議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とする。

(10) 議長職務の代行（第 10 条）

議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは議長及び副議長を除く年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

3 施行期日

公布の日

発議案第 15 号

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設置するため、鴨川市議会会議規則(平成 17 年鴨川市議会規則第 1 号)の一部を改正するもの。

2 内容

議会内に議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議員全員協議会及び議会広報委員会を設置する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市議会会議規則 新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
略	略
第 6 章 懲罰(第 153 条—第 158 条)	第 6 章 懲罰(第 153 条—第 158 条)
<u>第 7 章 議員の派遣(第 159 条)</u>	<u>第 7 章 協議又は調整を行うための場(第 159 条)</u>
第 8 章 補則(第 160 条)	<u>第 8 章 議員の派遣(第 160 条)</u>
略	第 9 章 補則(第 161 条)
(新設)	略
(新設)	第 7 章 協議又は調整を行うための場
	第 159 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関

第7章 議員の派遣
 第159条 略
 第8章 補則
 第160条 略
 (新設)

し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。
 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣
 第160条 略
 第9章 補則
 第161条 略
 別表（第159条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員 協議会	議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。	全ての議員	議長
議会広報委員会	鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。	議会広報委員会委員	委員長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。